

## 乳児等通園支援事業の実施事業者にかかる認可及び確認について

### 「認可」とは

児童福祉法で市以外の者が乳児等通園支援事業を実施するためには市長の認可を必要とされています。また、認可にあたっては、あらかじめ石狩市子ども・子育て会議に出席する保護者その他児童福祉に係る当事者等の委員から意見を聴くこととされています。

なお、認可の基準については、内閣府が示す乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を基に策定された石狩市家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 18 号）に記載されています。

### 「確認」とは

子ども・子育て支援法で認可を受けた乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者であることの確認を市長に受ける必要があります。その確認を受け際には、事業所ごとに、乳児等通園支援の利用定員を設定する必要があることとされ、その際には石狩市子ども・子育て会議から意見を聴取することとされています。

なお、確認の基準については、内閣府が示す特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に記載されています。

今後、新たに利用定員を設定もしくは変更する場合、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業と同様に意見聴取を行うこととなります。

### 参考

#### 児童福祉法 第 34 条の 15

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

4 市町村長は、第 2 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

#### 子ども・子育て支援法 第 54 条の 2

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第 72 条第 1 項の審議会その他の合議の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。